

第3節 定員の推移

創設時から現在までの全学の定員の推移は、資料編3-(3)のとおりであり、各学部・学科及びその他の新增設にかかわる定員関係の具体的内容については、各々の章を参照していただくとして、ここでは、新制大学発足から現在までの定員の推移とその背景を概括的にみることにする。

戦後、現行の国家行政組織法のもとにおける各行政機関の定員は、法律で定められることになったため、昭和24年5月31日に「行政機関職員定員法」が制定され、この法律を基にして、国立学校については、国立学校設置法により、本学の昭和24年度の定員は1,628名となった。ただし、当初は、包括された旧制諸学校が従来通り機能し、併存していたため、新制大学、旧制諸学校の定員は別に示達されている。

その後、行政機構の拡大と公務員の増加が著しいため、昭和27年度には、一般職員の新規採用による欠員の不補充措置、昭和28年度には、特別待命制度が実施された。また、昭和29年度から3年間、行政整理が行われ、定員の減員がはかられた。本学においても資料編3-(4)に示すとおり、この3年間で教職員の59名が減員になっている。これとは逆に、特に昭和36年度から昭和37年度にかけて、一般職員等の急激な増加がみられる。これは、当時全国の各国立大学等で定員内職員の不足を補填するため、常勤化した非常勤職員が増加したが、これらの定員外職員の定員化が行われたことによるものである。このほか教育職員の増加として、文部省の昭和32年度及び昭和36年度からの理工系学生増募計画による理工系学部の拡充等による影響も見逃せない。

この後、昭和39年度には、年々増加する定員に対する抑制として、再度欠員不補充が行われ、更に昭和44年度から第1次定員削減（昭和43年8月30日閣議決定・削減率5.0%）、昭和47年度から第2次定員削減（昭和46年8月10日閣議決定・削減率5.01%）、昭和50年度から第3次定員削減（昭和49年8月30日閣議決定・削減率3.0%）、昭和52年度から第4次定員削減（昭和51年8月24日閣議決定・削減率3.2%）が実施された。その結果、昭和44年度から現在まで削減になった定員は、本学では資料編3-(4)のとおり217名に達している。このうち、昭和50年度以降の第3次・第4次定員削減は、教育職員は削減の対象から除外され、事務系職員だけが削減されてきている。本学において定員削減にもかかわらず、それを上回る定員の増加がみられるのは学部

の創設、拡充改組等による機構の拡大整備によっているからである。

第4節 財 政

千葉大学の財政に関して述べるに、予算及び決算の推移においては、先ず、国立大学の会計制度の変遷に触れる必要がある。次いで、大学財政の推移を、続いて、財政状況の推移においては、国有財産及び物品の推移を概観することとする。

(1) 予算及び決算の推移

国立大学の会計制度の変遷

学校財政に関する最初の法律は、明治23年3月27日法律第26号により制定された「官立学校及図書館会計法」である。これにより、文部省直轄の帝国大学、高等師範学校等の15の特別会計が創設された。これらの学校特別会計は、学校ごとに一つの特別会計として独立しており、かつ、学校ごとの資金制度をもっていた。

その後、明治40年3月25日法律第19号により、「帝国大学特別会計法」が、続いて、同年3月27日法律第23号により「学校及図書館特別会計法」が、それぞれ制定された。この法律は、従来毎年度予算をもって定められていた政府支出金を、法律をもって定額としていたものである。

大学も漸次創設され、帝国大学以外の大学も設置されてきたことに伴い、大正10年3月30日に「帝国大学特別会計法」は、「大学特別会計法」に改められた。これは、政府支出金の法定化の廃止が主目的であり、各帝国大学ごとに区分されていた特別会計が、制度上一つの特別会計に包括されたものである。

大正から昭和にかけての大幅な学校創設に伴い、会計制度も当然改められることとなった。すなわち、昭和19年2月14日法律第9号による「学校特別会計法」の制定により、学校特別会計の区分は、帝国大学、その他の官立大学及び直轄諸学校の3つに整理されたのである。

続いて、昭和22年3月31日法律第42号により、「学校特別会計法」は廃止され、学校財政はすべて一般会計に改められた。これは、第2次大戦によって国立学校施設の大半を焼失したため、早急にその復興を図るには、国立学校財政の自主独立体制のなかでは、全く至難なことであったことに基づくものといわれている。

戦後の激動時代に、旧学校特別会計から一般会計に移行したものの、国立学校の子算は厳しい社会情勢にさらされ、大学の管理運営が極めて苦しい状態にあったことに